

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律について

平成 18 年 11 月  
環 境 省  
経 済 産 業 省

### 法律案の概要

1. 定義の追加 (第 2 条第 6 項)  
「算定割当量」とは、次の数量(二酸化炭素 1 トン単位で表記)をいう。  
京都議定書の目標に基づき先進国に割り当てられた割当量、  
先進国における森林面積の増加による吸収量、  
共同実施(JI)事業による削減量としてホスト国(事業が実施される国)  
から発行された排出削減単位、  
クリーン開発メカニズム(CDM) 事業による削減量として国際的に認証  
された排出削減量  
先進国における森林経営等の人為的活動による吸収量 等
2. 国の責務の追加 (第 3 条第 4 項)  
国が、京都メカニズムの活用等の京都議定書の約束履行のために必要な措置を講ずる。
3. 京都議定書目標達成計画の計画事項の追加 (第 8 条第 2 項)  
京都メカニズムの活用等に関する基本的な事項を京都議定書目標達成計画において定める。
4. 割当量口座簿等 (第 29 条～第 41 条及び第 44 条)  
環境大臣及び経済産業大臣は、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転(以下「算定割当量の管理」という。)を行うための口座を開設する。  
算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする。  
割当量口座簿は、国の口座と、名義人ごとに区分される法人の口座に区分する。  
算定割当量の管理を行おうとする法人は、口座の開設を受けなければならない。

口座の開設を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）は、算定割当量を譲り渡す口座名義人の申請に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が、譲渡、譲受けに係る口座に当該算定割当量についての増減の記録をすることにより行う。

算定割当量の譲渡は、譲受人がその口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

国又は口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

振替によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する。

口座の開設の申請等に係る手数料に関する規定を設ける。

#### 5 . 罰則 （第 48 条及び第 50 条）

口座の開設の虚偽の申請等に係る罰則に関する規定を設ける。

#### 6 . 施行期日 （附則）

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1 . ~ 3 . の改正規定は、公布の日から施行する。